

平成 30 年 4 月定例会
宇土市教育委員会会議録

宇土市教育委員会

1. 日 時 平成30年4月11日(水)午後1時30分開議

2. 場 所 宇土市教育委員会2階会議室

3. 出席委員 太田 耕幸教育長 伊豫富久教育長代理 岩村俊明委員
園田 寛子委員 近藤修委員

4. 欠席委員 なし

5. 職務のために出席した者

教育部長 山本 保廣 学校教育課長 渡辺 勇一
学校教育課課長補佐 岩崎広美
生涯活動推進課長 湯野 淳也 文化課長 野田 恵美
給食センター所長 村上 伸 図書館長 船田武弘
公民館長 久多見さとみ



議事日程

- 1 会議録署名委員の指名
- 2 花園幼稚園の耐震について
- 3 議案第19号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
専決第1号 宇土市学校教育指導員の委嘱について
- 4 議案第20号 平成30年度宇土市学校教育努力目標について
- 5 議案第21号 平成30年度宇土市幼稚園教育努力目標について
- 6 議案第22号 平成30年度宇土市生涯学習努力目標について
- 7 議案第23号 平成30年度宇土市人権教育努力目標について
- 8 議案第24号 平成30年度宇土市文化振興努力目標について
- 9 議案第25号 平成30年度宇土市立図書館努力目標について
- 10 議案第26号 平成30年度宇土市社会体育努力目標について
- 11 議案第27号 平成30年度宇土市学校給食センター努力目標について
- 12 議案第28号 宇土市園・学校における食物アレルギー対応の基本方針策定について
- 13 議案第29号 平成30年度宇土市立小中学校教務主任等の任命について
- 14 議案第30号 平成30年度学校評議員の委嘱について
- 15 議案第31号 平成30年度幼稚園評議員の委嘱について
- 16 議案第32号 宇土市スポーツ推進委員の委嘱について
- 17 議案第33号 宇土市重要遺跡保存活用検討委員会委員の委嘱について
- 18 議案第34号 宇土市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 19 議案第35号 史跡宇土城跡保存整備検討委員会委員の委嘱について

(質疑)

- 園田委員
- ・「未来を拓く『くまもとの人』づくり」の理念というのは県の第1次の基本理念であったと思う。第2次の基本理念は義務教育化の取組方向にあるように郷土にほこりを持ち夢の実現を目指す熊本の人づくりに変更してある。このまま変更せずに1次の基本理念を掲載されるのか？
 - ・道徳教育の前回「宇土市の教育振興計画の進捗状況」を話してもらったが、「宇土市のこころ」も活用されると記載されてあった。これを入れる必要はないのか？
 - ・給食アレルギーのことを出してあるので【健康教育の充実】で出さなくていいか？
 - ・ボランティア活動について宇土市では行うということで〔道徳教育〕または〔豊かな心を育てる教育の推進〕か、どこかに掲載すべきではないか？
 - ・NIEのことも書いてある。本当にされるのか？宇土の目標（振興計画に関連する）宇土市の特徴としてどのようにとっていくのか？
 - ・文字の指摘で4ページの【食育の推進】中「早寝、早起き、朝ごはん」と7ページ【健康・安全教育の推進】中「早寝、早起き、朝ご飯」を統一した方がよくないか？たくましく心豊かな子供の育成の「子供」がここのみ漢字になっている。
- 太田教育長
- 今の記述の部分は統一する。NIEについては熊日と契約して新聞をとっている。熊日の記事を使用することについて各学校と契約を結んでいる。各学校で使用する旨を伝えている。ボランティア・アレルギー・宇土のこころ等については検討してまた後日お伝えする。
- 近藤委員
- 冒頭の「未来を拓く・・・の終わりの」がどこにあるか分からなかった。づくり」なのか？2行目のカリキュラムに努めと言うのか？4ページ下から3行目の安全な行動をとる能力や態度の育成とあるが、態度の育成とは何か？
- 太田教育長
- カリキュラム・マネジメントという言葉については、指導要領の中で1つの言葉として使用している。態度の育成の言葉の使い方については検討していきたい。
- 岩村委員
- 道徳のところで「特別の教科 道徳」が各学校で行われている。適切な評価の実施とあるが、各学校の指示を具体的にすべきではないか。数値で評価ではなく言葉での評価である。子供自身の絶対評価になるため、子供がどうゆうふうに変化したかを学期毎にファイル化していかねばならないと思う。継続的な把握と適切な評価の実施をきちんと指導していかないと「特別な強化 道徳」の意味がなくなってくる。
- 〔学習指導〕の主体的・対話的で深い学びの実現の指導を先生方に研修をしていただきたい。
- 太田教育長
- 道徳の評価については、教育事務所から評価の視点・方法また文言で評価

献立表の配布であったが、代替品目を提供する最終的には調理上の改修が必要であるが、アレルギー食品を除去した給食を提供するということが対応していくということが書かれてある。

園田委員 努力目標（３）「アレルギー対応委員会」は「食物アレルギー対応委員会」では？

近藤委員 努力目標（６）の給食費未納者の実態はどうか？食物アレルギーについて学校の先生方にも十分理解してもらうよう次の基本方針に入れるのか？それとも努力目標に学校の先生に理解してもらうような文言を入れるのか？

給食センター長 基本方針に入れていきたいと思っている。

園田委員 先ほどの学校教育努力目標の中で給食アレルギーの話をしたが、そこに入れるのか？給食センターの努力目標には入れなくていいか？

近藤委員 これから代替食を取り入れるということで学校の先生と意志疎通がとれてなくていいか？

太田教育長 国・県からの食物アレルギーの対応の基本指針、名称は定かではないが、そのなかで教育委員会が行うもの、給食センターが行うもの、学校が行うもの、担任が行うものという具合に細かく指示がされている。そのような文言が入ればそれぞれが対応していくと思われる。国・県の方針は情報共有する文言は含まれていない。それをどこかに入れることは可能か？

給食センター長 努力目標のどこかに入れるのは可能。

園田委員 基本方針に入れるべきだと思う。「学校の食物アレルギーガイドライン・学校給食食物アレルギーの対応指針に基づき」などの言葉を添えてそれに基づきやるということを基本方針に入れてはどうか？その中で学校の中で食物アレルギーの対応委員会を設置しなければいけない、先生方も対応しなければいけないことが入ってくると思う。

太田教育長 基本方針に入れる形で修正をお願いします。

給食センター長 基本方針を修正する。

近藤委員 給食費の未納はどうなっているか？

給食センター長 かなり多いが、平成29年度は学校の方も未納者への対応をしていると聞く。

太田教育長 園長・校長会の中でも話がでたが、給食費は学校長が管理するようになっているが、教育長名・給食センター所長名で督促状を通知してほしいとの要望があり、管理職で回るとい学校もあった。

伊豫委員 給食費の未納付はかなり多いと聞く。学校給食費の管理者は校長となっているが、以前は学校で給食を作っており、管理者は学校長となっていたが、現在では給食センターになったため、十数年前からセンター長・教育長に責任者を移行すべきであると言ってきた。学校長の徴収義務はいいが、徴収責任者はセンター長や教育長にあるのではないか？だが、まだ改正されておらず、徴収の方法も難しい。振込・学校持参など学校によって違うため移行していただきたい。

(質疑)

特になし

《採決》(原案のとおり)



太田教育長 議案第32号を議題といたします。

生涯活動推進課長 (提案理由説明)

(質疑)

特になし

《採決》(原案のとおり)



太田教育長 議案第33～36号を議題といたします。

文化課長 (提案理由説明)

(質疑)

特になし

《採決》(原案のとおり)



太田教育長 議案第37号を議題といたします。

中央公民館長 (提案理由説明)

(質疑)

特になし

《採決》(原案のとおり)



太田教育長 議案第38号を議題といたします。

生涯活動推進課長 (提案理由説明)

(質疑)

特になし

《採決》(原案のとおり)



太田教育長 本日の日程は全て終了しましたので、平成30年4月の定例教育委員会を閉会します。

— 閉会 — (午後4時00分)



報告事項

教育部長

- ・ 人事異動について
- ・ 行事予定表について
- ・ 5月7日午後1：30から定例教育委員会開催
- ・ 小学校・中学校運動会の出席依頼について

議事録署名

委員 岩村 俊明

委員 伊豫 富久